

研究費の不正使用に係る調査結果について

1. 調査に至る経緯

総合地球環境学研究所（以下、「地球研」という。）で共同研究員（※）として当時共同研究を行っていた国立大学法人広島大学（以下、「広大」という。）の元准教授（以下、「当該教員」という。）について、平成 31 年 1 月に広大と当時の勤務先である国立大学法人東京大学（以下、「東大」という。）から照会があり、過去に地球研が当該教員に支給した旅費が、広大及び東大が支給した旅費と重複している可能性があることが発覚した。

人間文化研究機構（以下、「機構」という。）本部及び地球研で確認した旅費の支給状況等を踏まえ、調査の必要性を認識し、「大学共同利用機関法人人間文化研究機構における公的研究費の不正使用防止に関する規程」（以下、「規程」という。）に基づき、同年 3 月 27 日に本調査の実施を決定した。

（※）共同研究員とは、地球研所長が認めた、同研究所の研究計画に基づく共同研究に参加する者（機構との雇用関係はない）

2. 調査

（1）調査体制

規程第 13 条に基づき、調査委員会を設置

岸上 伸啓	理事（研究担当）（委員長）
久留島 浩	国立歴史民俗博物館長
山本 昌博	本部事務局長（平成 31 年 3 月 31 日まで）
山本日出夫	本部事務局長（同 31 年 4 月 1 日から）
溝内 健介	清水法律事務所 弁護士
佐野 裕	佐野公認会計士事務所 公認会計士
水井 義武	国立国語研究所管理部長

（2）調査内容

・調査期間

平成 31 年 3 月 27 日～令和元年 8 月 5 日

・調査対象

当該教員が地球研の共同研究員としての期間（平成 24 年度～平成 29 年度）で使用した全ての研究費について、旅費、物件費等の支出状況等を調査

・調査方法

- ①書面調査においては、当該教員に支出した旅費、物件費等に係る支出関係書類の確認
- ②聞取調査においては、地球研事務職員が、当該教員が共同研究員で参画していたプロジェクトの関係教職員に調査を実施
- ③広大及び東大とも連携して調査を行い、当該教員への書面照会及びヒアリングを実施

3. 調査結果

(1) 不正の種別

旅費の重複受給、旅費の虚偽請求（以下、「重複受給等」という。）

(2) 不正に関与した研究者

元 東京大学教授（40歳代、男性）

(3) 不正が行われた経費

運営費交付金（平成24年度～平成29年度）

(4) 不正の内容

当該教員は、広大在籍時に広大や他機関から旅費が支給されることを認識しながらも、当機構に対してその事実を申告せず、各機関が定める出張申請書及び出張報告書を提出して旅費を重複受給したほか、実際とは異なる行程等の出張申請書及び出張報告書を提出して旅費を不正に受給していた。

また、当該教員は、広大に在籍していた期間に指導していた広大の学生の出張についても、当該教員自身が出張申請書や出張報告書の提出を行って重複受給等しており、学生が重複受給等した旅費を、学生から払い戻してもらうなどしていた。

これら調査の結果、当機構から当該教員及び広大の学生に対して当機構が支給した旅費のうち、重複受給等にあたる旅費36件、1,309,760円を不正使用額と認定した。

なお、当該教員は、重複受給等した旅費について、使用することのないまま保管しており、私的流用があったとは認められない。

4. 再発防止策

(1) 職員等の意識改革

1) コンプライアンス教育研修会参加対象者の拡大

研修会の周知対象者を広げ、機構には所属していないが運営費交付金を財源として活動する共同研究員等の参加を積極的に促す。

2) コンプライアンス教育の充実

機構において行う研修会では、これまでも機構における公的研究費の不正使用防止体制やルール体系・内容、研究者が従うべき行動規範、不正が明らかになった場合の処分等について繰り返し周知してきた。今後はそれに加えて、具体的な旅費等の執行手続きについての注意事項

なども周知徹底するとともに、他大学等での研究費不正使用事例も紹介するなど、適切な執行に繋がるよう、より一層教職員等の意識改善を図る。

(2) 出張報告書様式の変更等による不正使用防止

出張報告書の様式に、同一の出張に対して他機関や他経費からの旅費支出の有無を記入する項目を追加する。加えて、出張報告書に宿泊先や面談者の記載漏れがないよう、また、報告書及び関連書類等と突合して、出張における用務内容の確認を徹底するよう、教職員等に改めて周知する。

(3) 内部監査の強化

組織的な牽制機能の充実を図るため、機構に所属していない研究者の旅費事案について、毎年度内部監査の対象とし、サンプル抽出により、宿泊先・面談者等の記載内容について出張用務先・依頼元へのヒアリング等を行い、事実確認を実施する。

5. 機構の措置

不正に関与した者に対し、不正使用額 1,309,760 円の返還請求を行ったところ、全額返還がなされた。

【本件問合せ先】

大学共同利用機関法人人間文化研究機構

本部事務局センター事務室

電話 03-6402-9229